

○姫路市道路附属物自動車駐車場条例施行規則

平成25年3月27日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市道路附属物自動車駐車場条例(平成25年姫路市条例第7号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車することができる自動車の大きさ)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める大きさは、長さ5.0メートル、幅2.5メートル、高さ2.0メートルとする。

(駐車券)

第3条 条例第5条に規定する駐車券は、自動車を大手前地下駐車場に入場させた日時を証する証票をいう。

2 利用者(前項の駐車券の交付を受けた者をいう。以下この条において同じ。)は、自動車を出場させる際に、駐車料金の納付と併せて当該自動車の利用に係る駐車券を提出するものとする。

3 市長は、利用者が駐車券を亡失し、又は破損した場合において、当該利用者が駐車券紛失届に必要な事項を記入して市長に提出したときは、駐車券を再交付することができる。

(駐車期間を超えた自動車に対する措置)

第4条 市長は、条例第6条第1項に規定する日数を超えて駐車している自動車があるときは、当該自動車の利用者(利用者が明らかでないときは当該自動車の所有者)に対し、期限を指定して当該自動車の引取りを請求することができる。

2 市長は、前項の規定により自動車の引取りを請求した場合において、同項の規定により指定した期限を経過してもなお引取りがなく、かつ、当該自動車の駐車が他の自動車の駐車を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、大手前地下駐車場の管理上必要な範囲において、当該自動車を移動することができる。

3 前項の場合において、市長は、あらかじめ当該自動車を保管する場所その他必要な事項を当該自動車の利用者又は所有者に通知するとともに、これらの事項を大手前地下駐車場内に掲示するものとする。

(駐車券の交付を受けないで大手前地下駐車場に自動車を入場させた者から徴収する駐車料金)

第5条 条例第7条第3項の規定により納付する駐車料金は、入場時刻の確認ができるときは、当該入場時刻から出場時刻までに係る同条第2項の規定により算定した額とし、入場時刻の確認ができないときは、当該自動車を大手前地下駐車場に入場させたと市長が認める日の午前7時（条例第4条第2項の規定により入出場時間が変更されたときは、変更後の供用開始時刻）に入場したものとみなして、当該時刻から出場時刻までに係る条例第7条第2項の規定により算定した額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（定期駐車券）

第6条 市長は、条例第9条第1項に規定する定期駐車券の交付を受けて大手前地下駐車場を利用しようとする者に定期駐車券購入申込書を提出させるものとする。

2 市長は、定期駐車券の交付を受けた者（以下「定期利用者」という。）が、定期駐車券購入申込書に記載した事項に変更を生じたときは、定期駐車券変更申請書を遅滞なく提出させるものとする。

3 市長は、定期利用者が紛失、汚損その他の事情により定期駐車券の再交付を受けようとするときは、定期駐車券再交付申請書を提出させるものとする。

4 定期利用者は、当該定期利用に係る自動車を大手前地下駐車場に入場させ、及び出場させる際に、当該定期駐車券を提示するものとする。

5 定期利用者は、定期駐車券を譲渡し、又は転貸してはならない。

（前払式駐車券）

第7条 条例第10条第1項に規定する前払式駐車券の券面額、割引額及び発行単位は、別表のとおりとする。

（駐車料金の還付）

第8条 条例第11条ただし書の規定により駐車料金を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 定期駐車券の利用期間（以下「定期利用期間」という。）の最初の日の前日までに定期駐車券の利用の取消しを申し出た場合 既納の定期料金の全額

(2) 定期利用期間が3月の定期駐車券の利用の取消しを定期利用期間中に申し出た場合 定期利用期間の最初の日が属する月（以下「利用開始月」という。）に利用の取消しを申し出たときは35,000円とし、利用開始月の翌月に利用の取消しを申し出たときは15,000円とする。

(3) 条例第18条の規定による供用の休止により大手前地下駐車場を利用することがで

きない期間が生じた場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 定期利用期間 1 月の場合 1 月の定期料金を 30 で除して得た額（10 円未満の端数は切り捨て）に当該供用の休止により利用できなかった日数を乗じて得た額

イ 定期利用期間 3 月の場合 3 月の定期料金を 90 で除して得た額（10 円未満の端数は切り捨て）に当該供用の休止により利用できなかった日数を乗じて得た額

(4) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

2 前項の規定により定期料金の還付を受けようとする者は、定期料金還付申請書を市長に提出するものとする。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により定期料金の還付を受けようとする者は、定期駐車券を市長に返還しなければならない。

(駐車料金の減免)

第 9 条 条例第 12 条の規定により駐車料金（条例第 9 条第 1 項に規定する定期駐車券及び条例第 10 条第 1 項に規定する前払式駐車券を利用する場合を除く。以下この条において同じ。）を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者が利用する場合 駐車料金の 5 割に相当する額

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者が利用する場合 駐車料金の 5 割に相当する額

(3) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者が利用する場合 駐車料金の 5 割に相当する額

(4) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

2 駐車料金の減額又は免除を受けようとする者は、駐車料金減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、前項第 1 号から第 3 号までに掲げる場合において、これらの規定に規定する手帳を提示したときは、この限りでない。

(駐車料金の不徴収)

第 10 条 条例第 13 条第 3 号の規則で定める自動車は、次に掲げるものとする。

- (1) 大手前地下駐車場の管理業務のため使用する自動車
 - (2) 大手前地下駐車場付近における災害救助活動その他緊急を要する作業のため使用する自動車
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が駐車料金を徴収しないことが適当であると認めた自動車
- (損傷等の届出)

第11条 利用者は、大手前地下駐車場の施設その他附属設備若しくは他の自動車を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

(事故に対する措置)

第12条 市長は、大手前地下駐車場において事故が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、自動車の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(読替え)

第13条 駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合において、第3条から第6条までの規定、第8条第2項及び第3項、第9条第2項、第11条並びに前条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の申請)

第14条 条例第20条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書により行わなければならない。

2 条例第20条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 管理業務の計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者との協定の締結)

第15条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 指定管理者が行う管理業務の範囲
- (2) 指定管理者が行う管理業務の実施に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項

(事業報告書)

第16条 条例第24条の規定による事業報告書は、毎年度終了後45日以内に以下の事項を記載して提出するものとする。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 駐車場の利用状況

(3) 管理経費等の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、大手前地下駐車場の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日規則第27号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月24日規則第46号）

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第25号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第35号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第18号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第19号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

券面額	割引額	発行単位
400円	1枚につき40円	100枚
	1枚につき80円	500枚

	1 枚につき 1 2 0 円	1 , 0 0 0 枚
--	----------------	-------------